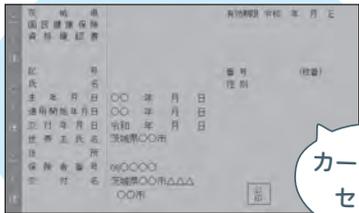


《資格確認書・資格情報のお知らせについて》

マイナンバーカードと保険証の一体化の方針に基づき、令和6年12月2日以降、**健康保険証は新たに発行されなくなりました。**これまで利用していた保険証に代わり、令和7年8月1日からご使用いただく資格確認書等については、次のとおり郵送します。

《ご注意！》
これまでの健康保険証は届きません！

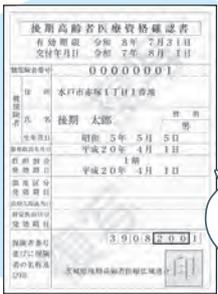
国民健康保険

<p>《マイナ保険証をお持ちでない方》</p> <p>または マイナンバーカードを 保険証として 利用登録されていない方</p>	<p>→「資格確認書」が届きます</p>  <p>カードサイズ セピア色</p>	<p>【配達期間・配達方法】 7月3日(木)～17日(木) 特定記録郵便にて配達 郵便受けに配達します。配達期間を過ぎても届かない場合はご連絡ください。 ※天候等の影響で遅れが出る場合があります。</p> <p>【有効期限】 令和8年7月31日</p>
<p>《マイナ保険証をお持ちの方》</p> <p>マイナンバーカードを 保険証として 利用登録されている方</p>	<p>→「資格情報のお知らせ」が届きます</p>  <p>A4サイズ 普通用紙</p>	<p>【配達期間・配達方法】 7月3日(木)～17日(木) 普通郵便にて配達 郵便受けに配達します。配達期間を過ぎても届かない場合はご連絡ください。 ※天候等の影響で遅れが出る場合があります。</p> <p>【有効期限】 ◎70歳以上の方…令和8年7月31日 ◎69歳以下の方…なし</p>

※原則として世帯単位での配達となりますが、同一世帯で資格確認書と資格情報のお知らせの交付がある場合は、分けて郵送します。

【問い合わせ】医療年金課☎内線1724～1727

後期高齢者医療制度

<p>《75歳以上の方》</p> <p>《一定の障害がある 65歳以上の方》</p> <p>マイナ保険証の有無に 関わらず全員に</p>	<p>→「資格確認書」が届きます</p>  <p>はがきサイズ セピア色</p>	<p>【配達期間・配達方法】 7月9日(水)～22日(火) 特定記録郵便にて配達 ※昨年度と配布方法が異なります 郵便受けに配達します。配達期間を過ぎても届かない場合はご連絡ください。 ※天候等の影響で遅れが出る場合があります。</p> <p>【有効期限】 令和8年7月31日</p>
--	--	---

※個人単位での配布となります。

【問い合わせ】医療年金課☎内線1721～1722

《納税通知書および保険料納入通知書について》

令和7年度の各通知書については、次のとおり郵送します。

	国民健康保険税・納税通知書	後期高齢者医療保険料・納入通知書
配達期間	7月14日(月)～18日(金)	7月7日(月)～11日(金)
配達方法	普通郵便	

《国民健康保険税の税率、賦課限度額、軽減措置の見直しについて》

● **国民健康保険税の税率について** 国民健康保険税の税率が以下のとおり改正となります。

区分 (対象)	医療給付分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	加入者全員		加入者全員		40歳以上65歳未満	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割率	4.39%	5.39%	2.61%	2.95%	2.42%	2.70%
均等割額	19,600円	28,800円	10,700円	14,400円	11,500円	15,600円

→令和7年度分国保税の金額は納付書をご確認ください
(納付書の配達期間は右ページ下部の表のとおりです)

詳しくは市ホームページ▶
または広報うしく5月
15日号をご覧ください



● **賦課限度額の見直しについて** 賦課限度額が以下のとおり引き上げられます。

	令和6年度	令和7年度
医療分	650,000円	660,000円(+10,000円)
後期高齢者医療支援分	240,000円	260,000円(+20,000円)
介護納付金分	170,000円	170,000円(据え置き)

● **所得が低い方に対する軽減措置の見直しについて** 5割軽減・2割軽減の金額が以下のとおり引き上げられます。

軽減割合	令和6年度	令和7年度
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯(見直しなし)
5割	43万円+29.5万円×(被保険者数および特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43万円+30.5万円×(被保険者数および特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
2割	43万円+54.5万円×(被保険者数および特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43万円+56万円×(被保険者数および特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

※1 給与所得者等…一定の給与所得者(給与収入55万円超)および公的年金の支給(60万円超(65歳未満)または110万円(65歳以上))を受ける方。

※2 特定同一世帯所属者数…後期高齢者医療制度の被保険者になったことに伴い国保資格を喪失した方で、引き続き同一世帯に属する方。

◎収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円未満は110万円)を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。◎軽減を受けるためには、前年中の所得が確定されている必要があります。世帯内に未申告の方がいる場合は判定ができず、軽減の適用ができません。

【問い合わせ】医療年金課 ☎内線1724~1727

各種申請をオンラインで!

電子申請をご利用ください

問 デジタル推進課 ☎内線1671、1672



《電子申請可能な手続きの例》

- ◎ 転出・転入に関する手続き
- ◎ 児童手当に関する届出
- ◎ 介護保険に関する届出
- ◎ 妊娠の届出
- ◎ 産後ケア事業利用申し込み
- ◎ マル福に関する手続き
- ◎ 国民健康保険に関する届出
- ◎ 収納に関する手続き
- ◎ 税金に関する手続き
- ◎ 飼い犬に関する届出
- ◎ 下水道に関する届出
- ◎ 情報公開に関する手続き
- ◎ マイナンバーカード交付・更新予約 など

※上記は年間を通じて受付しているサービスです。その他、受付期間が一過性のもの(検診利用申し込み、市職員採用試験受験申し込み、各種講座申し込み、児童クラブ関連届出など)については、適宜お知らせします。

電子申請(届出)とは…

市役所の各担当窓口で必要となる申請や届出の一部について、インターネットを利用することで、自宅や職場から24時間手続き可能となるサービスです。手続きによっては、本人確認のため、マイナンバーカード、利用者証明用電子証明書パスワードおよびマイナンバーカード読み取り対応機器が必要となります。

牛久市で利用できる手続きについて…

市で電子申請可能な手続きは、市ホームページで公開しています。各種手続きのオンライン化に向けて継続して取り組んでいますので、ぜひご利用ください。



牛久市 電子申請一覧 🔍 検索